

農産物の環境負荷低減に関する評価・表示 ガイドラインについて(生物多様性関係)

令和6年1月

農林水産省

みどりの食料システム戦略グループ

ガイドラインの趣旨と目的

趣旨と目的

- 二部構成として、農業者等が農産物の環境負荷低減の見える化を実践するために必要な情報を整理。
- 第一部では、見える化にあたっての基本的な考え方を整理し、第二部では、見える化のための実践的な手順を示している。

第一部

農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン
～第1部 基本的な考え方

第二部

農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン
～第2部 等級ラベル表示の運用

見える化のための
マニュアルと
して位置づけ

【第一部】 生物多様性関係部分

1. 背景及び目的

2. 基本的な考え方

3. 等級ラベル表示

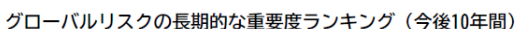
4. 生物多様性保全の取組内容

生物多様性保全を巡る動向

- 生物多様性の損失は生存基盤への脅威として、気候変動と連携して取り組むべき深刻な危機。
- 今まで通り(business as usual)から脱却し、社会変革をもたらす必要があり、個別ではなく全体的な対応が求められている。 生物多様性の損失を止め、増加に転じさせることで、ネイチャーポジティブを実現する必要。

◆世界経済フォーラム報告書（2020年,2023年）

- 世界のGDPの半分(約44兆米ドル)は自然の損失によって潜在的に脅かされている。 The New Nature Economy Report (2020年)
- 今後10年間の最も重大なグローバルリスクとして、気候変動緩和策・適応策の失敗(1位、2位)、自然災害と極端な異常気象(3位)、生物多様性の損失や生態系の崩壊(4位)と上位を環境問題が占めた。 The Global Risks Report (2023年)

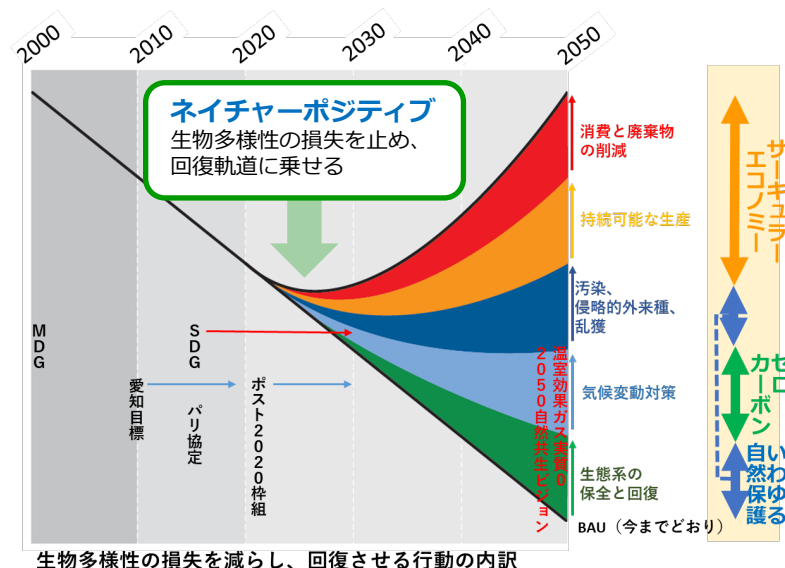


1位	気候変動緩和策の失敗
2位	気候変動適応策（あるいは対応）の失敗
3位	自然災害と極端な異常気象
4位	生物多様性の損失や生態系の崩壊
5位	大規模な非自発的移住
6位	天然資源危機
7位	社会的結束の浸食と二極化
8位	サイバー犯罪の拡大とサイバーセキュリティの低下
9位	地経学上の対立
10位	大規模な環境破壊事象

■ 経済 ■ 環境 ■ 地政学 ■ 社会 ■ テクノロジー

◆ 地球規模生物多様性概況第5版(GB05)(2020年)

- ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたが、20の個別目標で完全に達成できたものはない。
- 2050年ビジョン「自然との共生」達成には、「今まで通り(business as usual)」から脱却し、社会変革が必要。食料生産・消費をはじめとする8分野(土地と森林、淡水、海洋、農業、食料システム、都市とインフラ、気候変動、ワン・ヘルス)での移行が重要。

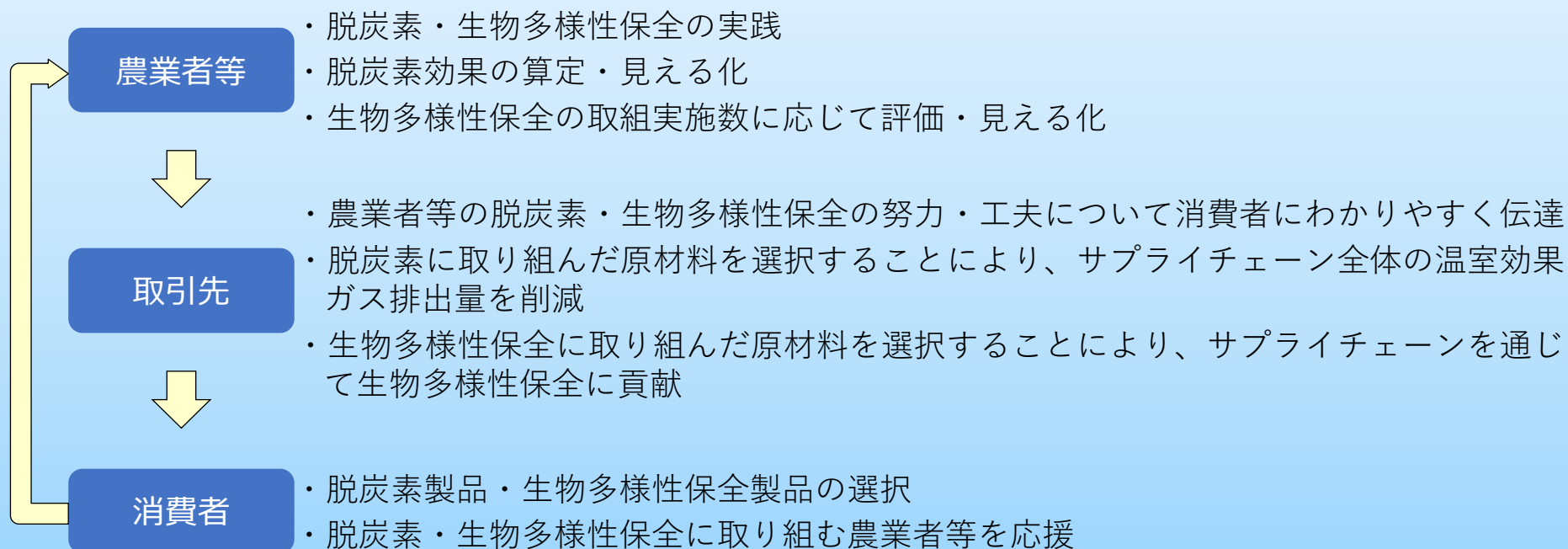


地球規模生物多様性概況第5版（GB05）（生物多様性条約事務局2020年9月）を一部改変

意義

- 持続可能な食料システムの実現に向け、消費者を含むフードサプライチェーンの関係者が温室効果ガスの排出削減や生物多様性保全を自分事として認識し、環境負荷低減の行動を実施していくことが求められています。
- 環境負荷低減の見える化により、農業者等は生産段階のどの工程で温室効果ガス排出量や削減効果が高いかを認識し、エネルギー投資の効率化など経営の改善や効率的・効果的な排出削減等に取り組むこと、消費者は脱炭素製品・生物多様性保全製品を選択することが可能となります。
- 環境負荷低減を単に負担として捉えるのではなく、経営を見直す機会や新たな活路を創出するチャンスとして環境負荷低減の見える化に取り組むことが期待されます。

【脱炭素・生物多様性保全の実践・見える化の流れ】



ガイドライン第一部の趣旨と目的

- 本ガイドライン理論編では、農業者等が簡易算定シートを利用して脱炭素の取組効果を算定し、脱炭素の努力・工夫が見える化するための考え方を示したものである。また、生物多様性保全の取組が生物多様性や生態系サービスに与える効果が見える化するための考え方も示している。

本ガイドラインの目的及び想定する利用者

目的

- ✓ 農産物の環境負荷低減の見える化に当たっての基本的な考え方の整理
- ✓ 農業者等が温室効果ガスの排出量を把握し、また、生産活動による生物多様性への影響を理解する。脱炭素や生物多様性保全の努力・工夫が見える化することにより、環境負荷低減の取組や効果を取引先や消費者にアピールすること
- ✓ 脱炭素や生物多様性保全が見える化することにより、農業者、食品製造事業者、流通・小売事業者、消費者等の脱炭素や生物多様性保全への意識を高め、持続可能性に配慮した国産の農林水産物を選択できるよう促し、サプライチェーン全体で環境負荷低減を推進すること

対象者

- ✓ 脱炭素や生物多様性保全に取り組む農業者及び農業者により構成される団体等
- ✓ 普及指導員や営農指導員など営農計画や生産活動を支援する者
- ✓ 食品小売事業者など持続可能性に配慮した製品を消費者に販売する者

【第一部】 生物多様性関係部分

1. 背景及び目的

2. 基本的な考え方

3. 等級ラベル表示

4. 生物多様性保全の取組内容

生物多様性保全の見える化の考え方

- 生物多様性保全の見える化の対象品目は、水田が、生物多様性に重要な役割を果たしていること、保全の取組と効果に一定の知見があること、国内農地面積に占める割合が高いことから、まずはコメとします。
- 生物多様性については、温室効果ガスと異なり、汎用的に定量評価する手法が確立されていないことから、保全のための取組の実施数を基本として評価することとし、温室効果ガス削減貢献の見える化の追加的指標として、温室効果ガス削減貢献と合わせて表示することとします。

- 以下のことから、まずはコメを対象とする。
 - ① 水田が生物多様性に重要な役割を果たしていること
 - ② 水田における生物多様性保全の取組と効果に一定の知見があること
 - ③ 国内農地面積に占める水田の割合が高く、全国で取り組みやすいこと
- 環境保全型農業直接支払い交付金の取組を基本に取組数に応じて評価。
- 今後、「見える化」の協力農家を対象に、生物多様性の保全効果の検証・調査を実施。
- 温室効果ガス削減貢献の見える化の追加的指標として、温室効果ガス削減貢献と合わせて表示。

水田における生物多様性保全の取組一覧

化学農薬・化学肥料の低減・不使用
冬期湛水
中干し延期または中止
江の設置等
魚類の保護
畦畔管理

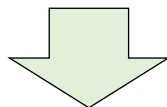
見える化の流れ

- 生物多様性の保全のためには、実施地域における生物の生息状況や環境条件等を考慮し、適切な手法を検討することが必要となります。
- 取組実施についての確実性や信頼性の確保等のため、実施時期等を生産記録簿等により確認できるようにします。

生産現場における見える化の実施の流れ

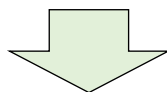
【生物多様性の保全手法の検討】

- 生物の生息状況や環境条件等の地域の特性を考慮して、生物多様性保全のために取り組む手法を検討



【生物多様性保全の実施・記録】

- 評価対象取組毎に定められた取組内容を確認の上、取組を適切に実施
- 取組実績を生産記録簿等へ記録



【取組の見える化】

- 取組数に応じた等級のついたラベルを表示

【推奨事項】

生きもの調査等により、生物の生息状況や取組の効果の確認を行うことが望ましい。



【第一部】 生物多様性関係部分

1. 背景及び目的
2. 基本的な考え方
- 3. 等級ラベル表示**
4. 生物多様性保全の取組内容

ラベル表示

- 本ガイドラインでは、農産物の環境負荷低減の「見える化」の手法として、その取組の程度を消費者に伝えるため、製品包装や店頭のPOP等での商品説明などへ表示するものとしています。
- 農産物の温室効果ガス排出量の算定では、工業製品のような厳密な算定は困難であること、日々購入するものであり、消費者への説明の容易さや視認性の高さが重要であること等から、3段階の等級表示としています。
- 等級ラベル表示は、任意の取組とし、厳密な製品間比較のためではなく、削減努力を行った製品を消費者が選択できる環境づくりの一環として用います。

■農産物の環境負荷低減を示すラベル

表示方法

- ▶等級表示★3つで表示することとする
- ▶小数点表記なしの3段階表示

等級表示の★は、標準値よりさらに温室効果ガスを削減していることを示しており、★1つでも高く評価されるものである。

温室効果ガス削減への貢献ラベル

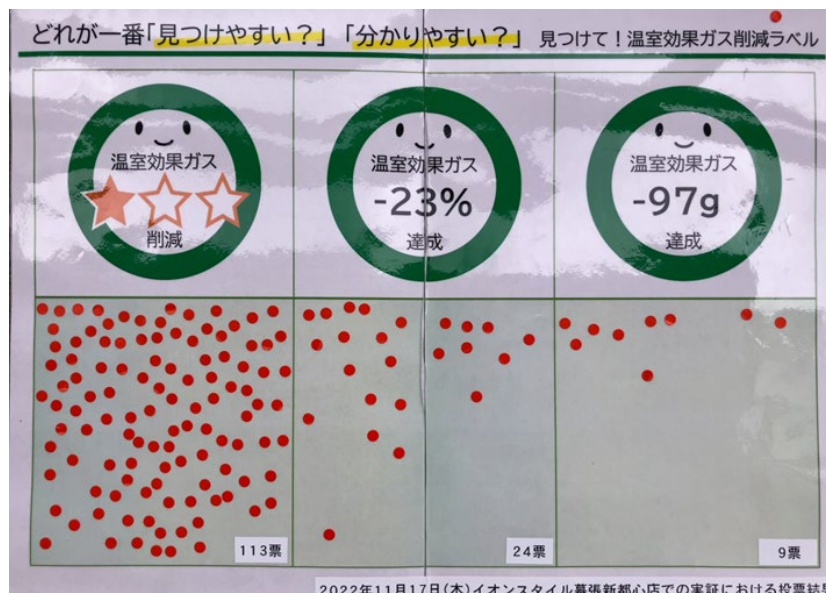


温室効果ガス削減への貢献＋生物多様性保全ラベル

公表時には新ラベルを追加

(参考) 「見える化」の表示方法と消費者の認知

令和4(2022)年度に実施したアンケート調査で、削減への貢献率、量を示すよりも、等級で示すことが最も「見つけやすい」「分かりやすい」との結果が得られた。



ラベル表示（等級の設定方法 ～生物多様性保全～）

- 温室効果ガス削減への貢献の算定・等級表示を行ったコメについて、追加的指標として表示することができます。
- 対象とするほ場での取組実施数を基本に点数化し、合計点数に応じた等級とする。

見える化の評価

点数	なし	1	2	3以上
等級	-	★	★★	★★★

評価対象の取組

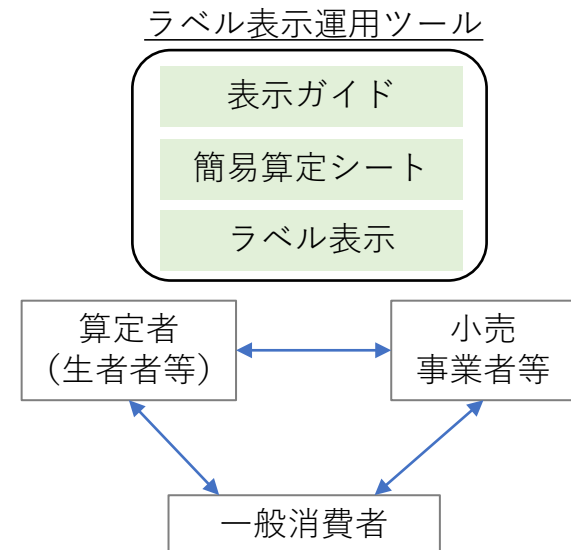
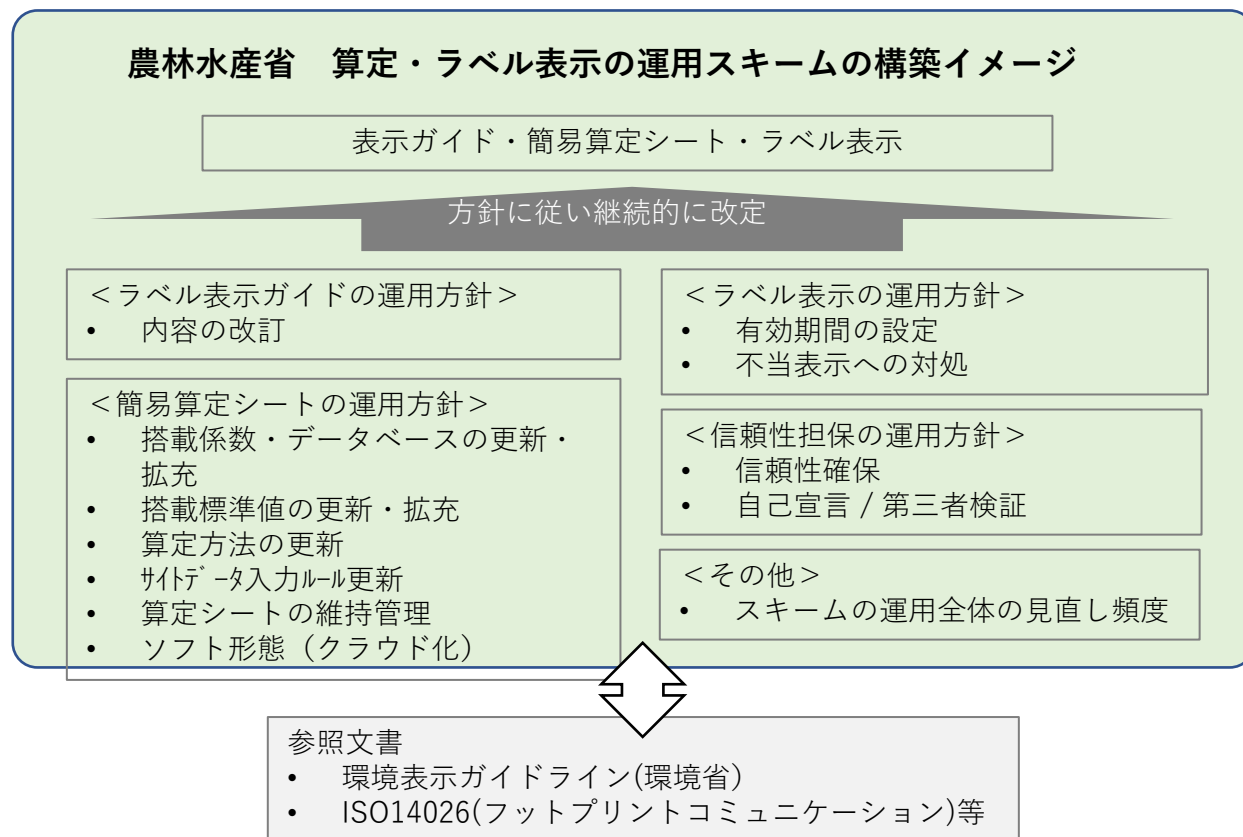
対象取組	点数
化学農薬・化学肥料の不使用	2
化学農薬・化学肥料の5割以上10割未満低減	1
冬期湛水	1
中干し延期または中止	1
江の設置等	1
魚類の保護	1
畦畔管理	1

評価例

冬期湛水のみ	▶	★ 1点
化学農薬・化学肥料の5割低減	▶	★ 1点
化学農薬・化学肥料の5割低減 + 江の設置	▶	★★ 2点
魚類の保護（魚道の設置）+ 畦畔 管理	▶	★★ 2点
有機農業（化学農薬・化学肥料の 不使用 + 畦畔管理）	▶	★★★ 3点
化学農薬・化学肥料の5割低減 + 畦畔管理 + 冬期湛水	▶	★★★ 3点

ラベル表示（ラベルの運用について）

- 本ガイドラインは、農産物の脱炭素化の「見える化」ラベル表示の運用について、取組の裾野を広げる観点から、第三者による判定や検証を必須としない自己宣言表示を選択しています。自己宣言による環境主張は、タイプII環境ラベル表示としてISOでも規格化されており、環境省から「環境表示ガイドライン」が発行されています。
- 本算定・ラベル表示の信頼性の担保、一貫性・再現性を示すためにも、算定からラベル表示まで一貫した運用スキームを構築し、透明性をもって運用することがポイントです。
- 国際的な規格を参照するとともに、認知を高めるためにラベル表示の運用について国際的に発信していくことも望まれます。



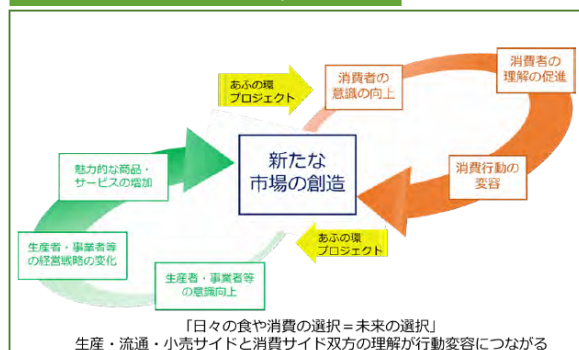
生産者・小売事業者は本スキームを活用することで消費者と効果的なコミュニケーションを行うことが可能

(参考) 消費者への「見える化」の認知度向上に向けて

- 等級ラベル表示による訴求に加え、消費者に環境配慮の意識啓発を行うことが重要です。農林水産省は、消費者庁・環境省と連携し、生産側と消費側それぞれの取組を促進し、互いに意識・行動を変えていくことで、新たな市場の創出を目指す「あふの環2030プロジェクト」を進めています。
- 環境負荷低減を「見える化」した商品を選択してもらうためには、消費者への直接的なメリットを提供する方法なども検討することが求められます。そのためには、ポイント制度や広告など、小売事業者等の協力を得て進めることが必要と考えられます。
- 農林水産省は、環境省の主導するデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）と連携するなど、食の分野を中心に消費者の行動変容を促していきます。

あふの環2030プロジェクト ～食と農林水産業のサステナビリティを考える～

持続可能なサプライチェーンの確立に向けて



あふの環プロジェクトにおける活動

サステナウィーク

あふの環勉強会

**サステナワード
伝えたい 日本の
“サステナブル”**

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」とは

- G7広島サミットも見据え、脱炭素につながる**新しい豊かな暮らし**の実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル 転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信します。

脱炭素の実現に向け、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅なCO2削減が求められます



しかし、国民・消費者の行動に具体的に結びついていいるとは、まだ言えない状況です



- 1 例えば10年後など、脱炭素につながる**将来の豊かな暮らしの全体像、絵姿**をお示しします



- 2 国、自治体、企業、団体等で共に、**国民・消費者の新しい暮らしを後押し**します



G7やG20等において、
・我が国から**製品・サービス**をパッケージにした**新しいライフスタイルの提案**
・**官民連携によるライフスタイル・イノベーション**の国際協調を提案・発信することも視野



国内での新たな消費・行動の喚起とグローバルな市場創出・マーケットインを促します

出典：環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（2023年1月）

【第一部】 生物多様性関係部分

1. 背景及び目的
2. 基本的な考え方
3. 等級ラベル表示
- 4. 生物多様性保全の取組内容**

(1) 化学農薬・化学肥料低減・不使用の取組

取組概要

取組説明	化学農薬及び化学肥料を地域の慣行使用量から低減し、水田における環境への負荷を減少させることで生物多様性を保全する
保全が期待される生物種	鳥類、無脊椎動物、植物など
実施時期	春～夏時期（田植え～収穫）
留意事項	地域・近隣圃場との協力

取組イメージ



出典：有機栽培水田（宮城県大崎耕土にてPwCが撮影）

取組要件（案）

項目	詳細要件
農薬/肥料	- 化学農薬の成分使用回数、化学肥料の窒素成分量を都道府県が定めた地域の慣行レベルから低減すること 【推奨事項】 - 有機質肥料の施用等により土づくりを行うことが望ましい

取組の記録（案）

記録方法/内容	- 生産記録簿への記帳 - 化学農薬の使用日及び使用成分 - 化学肥料の施用日及び投入窒素成分量（肥料名・窒素成分割合・施用量等） - 防除作業の実施日、実施内容
---------	--



出典：宮城県「宮城県産特別栽培農産物推進店の紹介」

出典：石川県「特別栽培農産物認証制度について」

(2) 冬期湛水（別名：ふゆみずたんぼ）

取組概要

取組説明	- 栽培期間外に水田を湛水させること - 冬場に水場に来る生きものの生態系を向上させる
保全が期待される生物種	鳥類、無脊椎動物など
実施時期	秋期・冬期（収穫後～春耕前）
留意事項	- 水源の確保（冬期の水利、雨水・積雪利用） - 畦畔の補強（他圃場への浸水防止）

取組イメージ



出典（左）：新潟県佐渡市「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 - 認証基準」

出典（右）：宮城県大崎市 蕪栗沼（本調査時の受領資料より）

取組要件（案）

項目	詳細要件
湛水期間	刈り取り後、栽培期間外に2か月以上湛水すること
湛水状態	- ほ場全体に水が溜まり、湿地状態または湛水状態であること 【推奨事項】 - ほ場全体が湛水状態であることが望ましい
管理	【推奨事項】 - 湛水管理を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていることが望ましい - 有機質肥料を投入することが望ましい

取組の記録（案）

記録方法/内容	- 生産記録簿への記帳 - 湛水期間（湛水開始日、終了（排水）日） - 湛水状態確認日 - 写真による記録をすることが望ましい - 湛水されている圃場の様子（湛水開始直後、湛水開始30日後）
---------	---

(3) 中干し延期または中止

取組概要

取組説明	中干しの開始を延期または中止させ、水生生物の成長する期間に湛水状態を維持すること
保全が期待される生物種	両生類、無脊椎動物など
実施時期	自治体・農業団体の中干し時期
留意事項	稲の生育や農産物の品質に影響がないよう留意

取組イメージ



出典：栃木県「エコ農業とちぎカタログ」

取組要件（案）

項目	詳細要件
中干し時期	- ヤゴ・オタマジャクシの生育を妨げないように、地域で設定されている中干し期間よりも、数週間～1ヶ月程度遅らせて中干しを実施すること、又は中干しを行わないこと。 - 中干を行う場合はヤゴやオタマジャクシの羽化や変態を確認した上で行うこと。 （ヤゴ・オタマジャクシの羽化や変態が確認できていれば実施可能）

取組の記録（案）

確認方法/内容	- 生産記録簿への記帳 - 中干し開始日、終了日 - 写真による記録をすることが望ましい - 成長（変態）をした生き物の様子 例）カエル（成体）・トンボ（成虫）、ヤゴが羽化した抜け殻（※） 等 ※参考「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」P25
---------	--

(4) 江の設置等（江、深溝）による湛水場所の確保

取組概要

取組説明	水田内に、江、深い溝、ビオトープを設置し、中干しや落水の際に、魚類や水生昆虫等の退避場所を作り、生態系を保護する（畦畔の外に設置する場合は、水田と連結され生物が行き来できる状態にすること）
保全が期待される生物種	鳥類、魚類、両生類、無脊椎動物など
実施時期	通年、または中干し・落水時期
留意事項	- 地域・近隣圃場との協力 - 設置場所の考慮（実施圃場に隣接する圃場の作物の作付け等に影響させない）

取組イメージ



出典：新潟県佐渡市「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 - 認証基準」

取組要件（案）

項目	詳細要件
位置/面積	- 概ね幅20cm以上、深さ10cm以上、ほ場区画10aあたり長さ5m以上であること - ほ場と連結され生物が行き来できる状態であること 【推奨事項】 - ほ場毎に少なくとも1辺の畦畔に沿って設置（仮畦畔越しの設置も可）することが望ましい - 環境直接支払交付金の地域特認等、地域で推奨される形状が設定されている場合は、それに従うことが望ましい
湛水期間	- 中干し期間中、湛水すること - 通年での湛水が望ましい
管理	劣化しないよう作溝作業を実施することが望ましい

取組の記録（案）

確認方法/内容	- 生産記録簿への記帳 - 江等の長さ、幅、深さ（大体の大きさが分かれば写真による記録で可） - 写真による記録をすることが望ましい - 中干し期間中に江等が湛水状態である様子
---------	---

(参考) 江等の解説

江・ビオトープ

設置位置
の例

①仮畦畔設置の場合

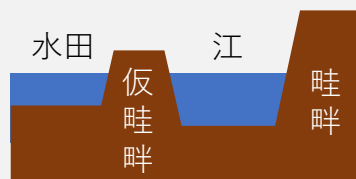


②仮畦畔なしの場合

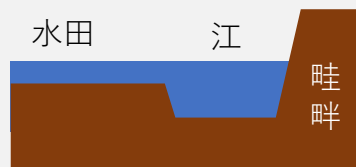


設備
断面図

①仮畦畔設置の場合



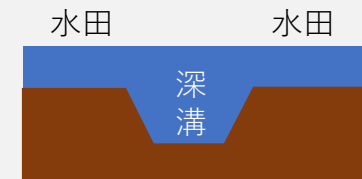
②仮畦畔なしの場合



※落水時に水が残ること

※江・ビオトープと水田が連結され、生きものが行き来できる状態とすること

深溝



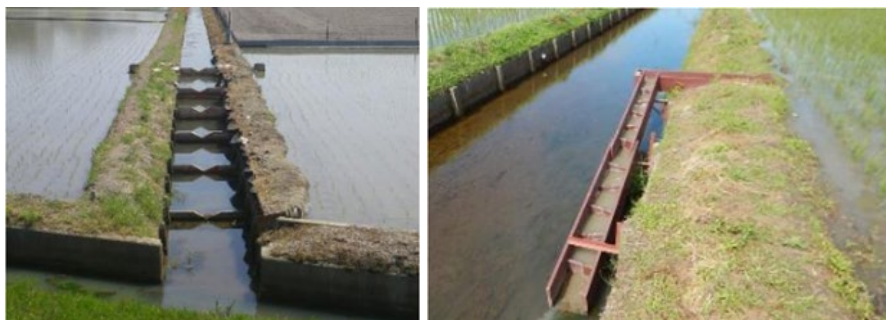
※落水時に水が残ること

(5) 魚の保護

取組概要

取組説明	水田と取水／排水路間に魚道を設置すること等により魚類等の水生生物の往来を確保する
保全が期待される生物種	鳥類、魚類など
実施時期	水田の湛水期間
留意事項	- 河川・湖・ため池・用水等と水田のつながりがあること - 保全対象とする生物を特定し、当該生物が利用可能な構造とする必要

取組イメージ



出典：滋賀県「魚のゆりかご水田プロジェクト -2. 湖岸と水田と魚の関係の移り変わり」

取組要件（案）

項目	詳細要件
設備・環境	水田と取水／排水路間に魚道等を設置すること、もしくは水田と取水／排水路の高低差が少ない土水路を設けていること
設置期間	魚類の生活史を考慮し設置すること
管理	- 魚道内又は出入り口／土水路と水田の連結部分を板や泥、雑草等で塞がないこと - 魚道又は土水路が破損していないこと、漏水させないこと 【推奨事項】 - 中干し前に作溝など魚の退避策を合わせて実施することが望ましい

取組の記録（案）

確認方法/内容	- 生産記録簿への記帳 - 魚道の設置位置、構造／土水路と水田の連結部分の状態（写真による記録で可） - 除草・泥上げ等の魚道又は土水路の管理作業の実施日、実施内容
---------	--

(6) 畦畔管理

取組概要

取組説明	畦畔に除草剤を使用せず、機械除草等の管理で草地植生を維持することにより、畦畔に生息する生物を保護する
保全が期待される生物種	両生類、無脊椎動物、植物など
実施時期	通年
留意事項	土地形状（平地向き）

取組イメージ



出典：京丹後市「6月3日 田んぼの草刈りは大切です」

取組要件（案）

項目	詳細要件
除草剤	1年を通じて対象の水田に接する畦畔へ除草剤を使用しないこと
除草方法	【推奨事項】 根元（3cm以上）を残して高刈することが望ましい

取組の記録（案）

確認方法/内容	- 生産記録簿への記帳 - 畦畔の除草の実施日、実施範囲 - 写真による記録をすることが望ましい - 除草後の畦畔の様子
---------	---

【第二部】 生物多様性関係部分

取組のフローチャート

見える化フローチャート

環境負荷低減に向けた取組方針を検討

- ・適用できる環境負荷低減技術の確認と自らの栽培の自己評価
- ・評価品目の確立

- ・見える化の取組の目的・背景(3ページへ)
- ・[環境負荷低減のための取組](#)を確認
- ・算定のサポート体制(12ページへ)

データ収集

- ・データの元となる資料を準備

- ・データ収集の概要・ポイント(12ページへ)
- ・活動量の入力に必要な資料(決算書や営農活動記録)を準備
- ・乾燥調製など一部委託をしている場合は、処理方法を業者等に確認

GHG排出量の算定及び等級の確定

- ・利用者登録
- ・簡易算定シートの入手
- ・簡易算定シートに入力
- ・算定実施と結果分析
- ・算定結果からの等級確定
- ・算定結果の農林水産省への報告

- ・利用登録は[こちら](#)
- ・登録後に簡易算定シートがご登録メールアドレス宛に送付
- ・簡易算定シートの概要(7ページへ)
- ・[簡易算定マニュアル](#)を活用して算出
- ・把握していない活動量があれば、当該地域の標準活動量を使用可能(簡易算定シートへ)
- ・付与した等級の適用範囲(19ページ)
- ・算定データの保管期間は原則3年間(20ページ)
- ・複数の製品をブレンドする場合(17ページ)
- ・生物多様性保全の取組評価(18ページ)

見える化ラベル表示

- ・見える化ラベルの形式の決定
- ・見える化ラベルの活用方法(ケース)の検討
- ・見える化ラベル印刷・貼付

- ・ラベルの形式はこちら(18ページ)
- ・ラベルを表示する場所を検討(シール、POP、メニュー等)
- ・ラベルの表示方法ははこちら(18ページ)
- ・ラベルと併記可能な記述についてはこちら(19ページ)

生物多様性保全の評価

○ 生物多様性保全の取組評価

生物多様性保全の効果は定量評価の手法が確立していないことから、本ガイドラインでは、**農産物の生産ほ場における保全の取組の実施数に応じて評価することとする**。また、生物多様性保全は環境負荷低減の見える化における**温室効果ガス削減の追加指標とし、温室効果ガス削減で1つ星以上の評価が行われたものに対して、温室効果ガス削減と合わせて表示することとする**。

○ 地域の取組として認める範囲

本ガイドラインでは、個々の農産物について環境負荷低減の表示を行うこととし、**評価の対象は当該農産物を生産するほ場における取組とする**。

異なる評価の生産物を合わせて出荷する場合は、最も低い評価を表示することが可能。

○ GHG削減とのトレードオフ

例えば、GHG削減のために中干し期間の延長を行ったことにより、当該地域の生物の保全に悪影響が起きる場合もあり、そうした可能性が確認された場合は、江の設置等、**生物の保全のための取組も合わせて行うなど、気候変動以外の環境要素にも留意することを推奨**。

ラベル表示

○ ラベル表示の概要

農産物の環境負荷低減の等級ラベル表示の運用は、取組の裾野を広げる観点から、第三者による判定や検証を必要としない**自己宣言表示**としている。

（自己宣言表示は、ISO14021タイプII環境ラベル表示としてルール化されており、環境省「環境表示ガイドライン」に要件が整理されている。）

○ ラベル表示可能な場所

商品：農産物（本体）、パッケージ等

店頭：値札、ポスター、POP、屋外用のぼり旗、メニュー等

その他：ホームページ、チラシ等

○ ラベル表示可能な対象範囲

等級ラベルは、農産物と**当該農産物を主な原材料とする加工食品に利用できる**。ただし、加工食品自体が評価を受けたものとの誤認を与えないようにする必要がある。

分類	農産物/主原料	販売例	ラベルの使用
生鮮食品	コメ・野菜・果実	生鮮食品としてそのまま販売	使用可
加工食品	コメ	おにぎりや米菓等への使用	対象となる主な原材料名を明示する等、誤認を与えないようにする （例：「このサラダに使用されているレタスは温室効果ガス削減の取組により栽培されたものです。」）
	野菜	ミックスサラダ、野菜スープ等への使用	
	果実	ジュース、ジャム等への使用	

外食等で販売・提供される調理食品についても表示可能。

ラベル表示

○ 等級ラベル表示の特性と限界

等級ラベル表示は、環境側面のうち気候変動と生物多様性のみを考慮しており、製品の総合的な環境優位性を示したものではない。また、GHG削減の等級ラベルは地域ごとの慣行に対して生産者の取組を評価したものであり、製品間の厳密な比較を示すためのものではない。

○ ラベル表示に併記可能な情報

農林水産省が発行した登録番号（後述）や、これまでの取得年数、具体的な取組等をラベルに併記することが可能。また、ラベルの一部が欠ける等がなければ、異なるロゴ等を近傍又は周辺に配置することは妨げない。

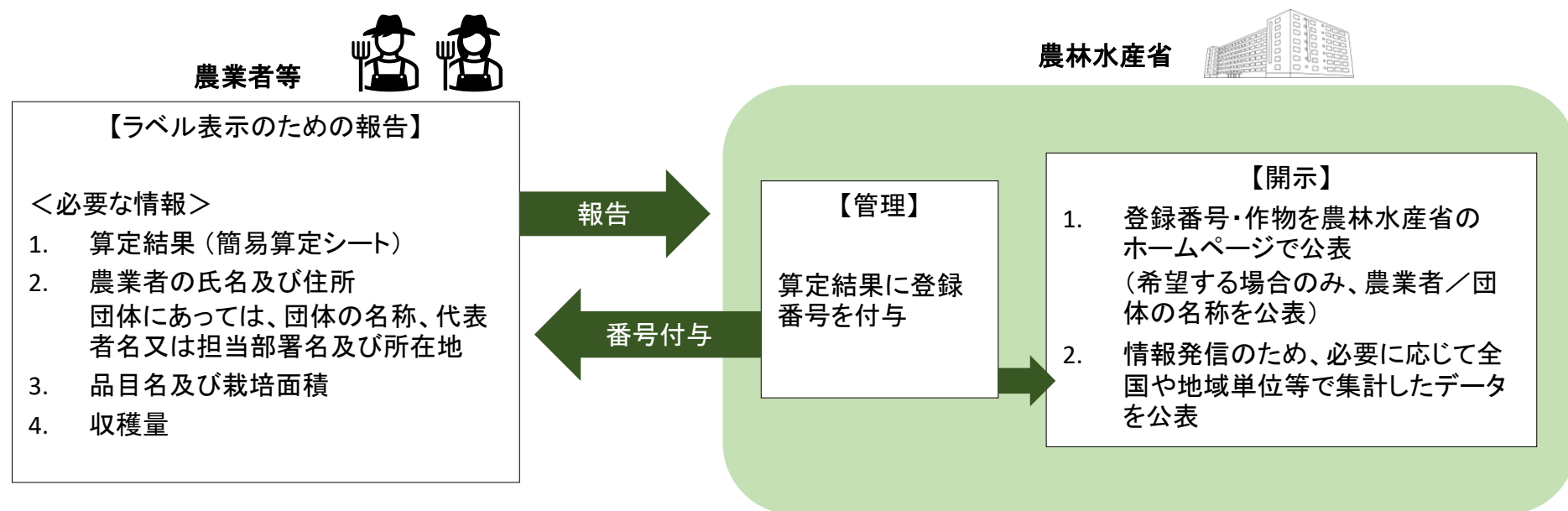
（イメージ）



報告・サポート体制

○ 算定結果の農林水産省への報告と開示

- ラベル表示する場合には、農業者等は**各種情報を農林水産省まで報告**することとする。
- 農林水産省は、ラベル表示とその算定根拠とのトレーサビリティ確保の観点から、**登録番号を付与し、ホームページで開示**する。



○ 取組者へのサポート体制

- 農林水産省は本ガイドラインや「簡易算定シート」、「簡易操作マニュアル」の改定や充実等により算定やラベル表示等を行う取組者を支援する。
- 不明点があれば、**地方農政局など地域の拠点等に連絡頂き、サポートを実施**する。

信頼性確保に向けた取組

○情報開示の仕組み

- 本ガイドラインに基づいて適切に等級ラベル表示が運用されているかを確認するために、農林水産省は事業者に対して、**算定結果の根拠となったデータの提出を求めることができる。**
- 農林水産省による検証の結果、不適切な算定や表示をしていることが認められる場合には、当該事業者に対して通知した上で、是正を求める場合がある。